

割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省令・環境省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（算定割当量の振替の申請） 第五条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書</p> <p>二 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものの国の管理口座への償却を目的とする振替の申請を行う場合にあつては、申請を行う口座名義人が当該申請に係る京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量と同量の算定割当量を国の管理口座に移転する旨を記載した書面</p> <p>（申請による算定割当量の振替を行わない場合） 第六条 法第三十四条第四項及び第五項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求めた通知があつた場合における当該通知に係る特定認証排出削減量についての振替の申請（法第三十四条第三項第三号ハに掲げる目的で行われるものを除く。）である場合</p> <p>二 令第八条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある場合</p>	<p>（算定割当量の振替の申請） 第五条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、申請を行う口座名義人の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付しなければならない。</p> <p>（申請による算定割当量の振替を行わない場合） 第六条 法第三十四条第四項及び第五項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、令第八条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある場合とする。</p>

(官庁又は公署の嘱託による算定制当量の振替)
第七条 (略)

(特定認証排出削減量)

第七条の二 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が長い認証された排出削減量とする。

(環境大臣及び経済産業大臣による通知)

第七条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める通知があつた場合において、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人が二以上ある場合には、それぞれの口座名義人が保有する特定認証排出削減量の割合に応じて算定制当量の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

(法第三十四条の二第二項の義務の履行に用いることができない算定制当量)

第七条の四 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める算定制当量は、次に掲げるものとする。

- 一 京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量であるもの
- 二 特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める事務局からの通知に係る特定認証排出削減量に係る植林事業以外の植林事業から生ずる特定認証排出削減量

(割当量口座簿による情報の開示)

(官庁又は公署の嘱託による算定制当量の振替)
第七条 (略)

第十五条 環境大臣及び経済産業大臣は、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、次に掲げる事項を公表するものとする。

一～三 (略)

(割当量口座簿による情報の開示)

第十五条 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に基づき、次に掲げる事項を公表するものとする。

一～三 (略)